

雇用の助成や事業継続に関するもの

【NO】 ★市が窓口となるもの 【対象者】 ①市民の皆さん、②事業所・事業主の方

NO	名称	対象	概要	問合せ先
16	持続化給付金	②	感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している事業者(中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者など)に対して、事業全般に広く使える給付金を支給します。	持続化給付金事業 コールセンター ☎0120(115)570
17 ★	新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援金	②	国の持続化給付金に加え、市独自の給付金を支給します。 ▶対象者＝個人事業主、市内に本店を持つ法人 ▶給付上限額＝個人：10万円、法人：20万円 ▶申請方法＝申請書に持続化給付金申請書類の写しを添付してください。 ▶申請期限＝国の給付通知を受けた日から6カ月以内 ▶給付方法＝申請書の提出後、審査を行い口座へ振り込みます。	
18 ★	事業所などの新型コロナウイルス感染症予防対策への補助	②	▶対象の業種＝食料品売場、コンビニエンスストア、百貨店(生活必需品売場)、スーパーマーケット、農産物直売所、ホームセンター(生活必需品売場)、ショッピングモール(生活必需品売場)、これらに類する事業所など※生活必需品の対面販売を行っている事業所が対象です ▶給付額＝個人：5万円、法人：10万円 ▶申請方法＝申請書に予防対策が分かる写真を添付してください。 ▶申請期限＝予防対策を行った日から6カ月以内 ▶給付方法＝申請書の提出後、口座へ振り込みます。	産業立市推進課 ☎(20)3040 FAX(20)3029
19 ★	佐野市緊急景気対策資金	②	▶融資対象＝市内に居住し、市内に事業所を有する中小企業者(要件があります) ▶資金用途＝運転資金 ▶融資限度額＝500万円 ▶融資期間＝7年以内(うち措置期間1年以内) ▶融資利率＝5年以内：1.0%、7年以内：1.2% ▶信用保証＝栃木県信用保証協会の保証付 ▶補助＝返済利子と信用保証料を市が全額補助 ▶申込窓口＝足利銀行、群馬銀行、栃木銀行、東和銀行および栃木信用金庫の市内の各支店、佐野信用金庫の市内の各本支店	
20 ★	飲食店などのテイクアウトの支援「さのまるテイクアウトプロジェクト」	① ②	▶対象者＝佐野市内で営業する飲食店 ▶事業内容＝テイクアウトできる店舗などを集約したホームページの作成、のぼり旗やポスターなどの設置、シールキャンペーンの実施 ▶申込方法＝さのまるテイクアウトのホームページにある新規受付フォームに入力して送信してください。	
21 ★	医療機関などへのマスクの配布	②	医療機関や介護関連施設などに順次配布しています。	感染症対策室 ☎(25)8131 FAX(20)3032



NO	名称	対象	概要	問合せ先
2 2	雇用調整助成金の特例措置	②	事業主が、労働者（雇用保険被保険者でない労働者も含む）の雇用維持を図るために支払った休業手当に要した費用の一部を助成します。 ※対象労働者1人1日当たり8,330円が上限 ※国の方針により変更になる場合があります	ハローワーク佐野 ☎(22)6260
2 3	小学校休業等対応助成金	②	小学校などが臨時休業した場合などに、保護者休職による所得減少に対応するため、令和2年2月27日から6月30日までの間に、年次有給休暇とは別途の有給休暇を取得させた事業主に対して助成します。 ※支給限度8,330円/日額	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120(60)3999
2 4	小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）	①	小学校などの臨時休業などに伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者に対し、支援金を支給します。 ※支援額4,100円/日額（定額）	
2 5	感染拡大防止協力金	②	感染拡大防止のため、県の要請・協力依頼に応じて、要請期間の休業に協力いただいた対象事業者に対し、協力金を支給します。 ▶支給額＝1事業者最大30万円 ▶受付期間＝5月7日(木)～6月30日(火)	新型コロナウイルス感染拡大防止協力金受付センター ☎028(680)7145
2 6	新型コロナウイルス感染症特別貸付	②	感染症の影響による一時的な業況悪化により、最近1カ月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少した事業者などへの貸し付けを行います。 ※業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合も利用可 ▶融資限度額（別枠）＝ 中小事業：3億円、国民事業：6,000万円	日本政策金融公庫 【平日】 ☎0120(154)505 【土日・祝日】 (国民) ☎(0120)112476 (中小) ☎(0120)327790
2 7	新型コロナウイルス対策マル経融資	②	最近1カ月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者へ、通常の融資額と別枠で1,000万円までの融資を行います。 ※商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けており、商工会議所などの長の推薦が必要となります	日本政策金融公庫 佐野支店 ☎(22)3011
2 8	県制度融資「経営安定資金(新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金)」	②	感染症の拡大による影響で売上高などが減少し、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けた中小企業へ、経営の安定に必要な運転資金、設備資金および借換資金として限度額3,000万円の実質無利子・無担保融資を行います。	栃木県産業労働観光部 経営支援課金融担当 ☎028(623)3181
2 9	県制度融資「経営安定資金(新型コロナウイルス感染症緊急対策資金)」	②	感染症の影響を受けて、最近1カ月の売上高などが前年同月に比較して3%以上減少しており、かつ、その後の2カ月を含む3カ月間の売上高などが3%以上減少する見込みである方へ、感染症の影響による経営不安を防止するための運転資金および設備資金として、限度額8,000万円の融資を行います。	

※紙面の都合で、各省庁や栃木県が行うものなど、掲載していないものもあります

